

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和6年12月31日まで)

秋本交制第129号 運 第925号  
令和元年12月2日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

高齢運転者等専用駐車区間制度の関係事務の運営について(通達)

高齢運転者等専用駐車区間制度の運用については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営について」(令和元年12月2日付け秋本交制第128号、交企第213号、交指第184号、運第924号。以下「一部改正通達」という。)によることとなるが、関係事務の手続きについては下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、この通達における用語の定義については、一部改正通達によることとする。

#### 記

第1 高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制について(一部改正通達第1の2(1)及び(3)関係)

高齢運転者等標章自動車駐車可、高齢運転者等標章自動車停車可及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の交通規制の実施に関する留意事項については、別添1「高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン」のとおりである。

第2 高齢運転者等標章の交付事務について(一部改正通達第1の2(2)関係)

高齢運転者等標章に表示する記号、高齢運転者等標章の標章番号及び高齢運転者等標章の管理事項については、別添2「高齢運転者等標章に表示する記号等について」のとおりであるが、高齢運転者等標章の交付事務に関するその他の留意事項については次のとおりである。

#### 1 申請等を受ける場所

法第45条の2第1項に定める高齢運転者等標章自動車の届出及び高齢運転者等標章の交付の申請(以下「新規申請」という。)、同条第3項に定める高齢運転者等標章の再交付の申請(以下「再交付申請」という。)、同条第4項に定める高齢運転者等標章の返納(以下「返納」という。)並びに府令第6条の3の3に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出(以下「記載事項変更届出」という。)を受ける場所は、警察署とする。

なお、高齢運転者等が多く集まる警察署以外の場所に出張して窓口を設けるなど高齢運転者等の利便性を考慮した措置をとることや、新規申請、再交付申請、返納又は記載事項変更届出ごとにこれらを受ける場所を設定することを妨げるものではない。

#### 2 新規申請の手続

(1) 提示書類

ア 新規申請を受ける際には、府令第6条の3の2第2項に掲げる書類の提示を受けることとされているが、このうち、普通自動車の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証については、その写しの提示によることができることとする。

イ 届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、自動車検査証に代わり、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書の提示を受け、標識番号を確認すること。

(2) 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

(3) 高齢運転者等に該当すること等の確認

新規申請を受けた場合は、高齢運転者等標章申請書及び府令第6条の3の2第2項により提示を受けた書類により、高齢運転者等に該当すること及び高齢運転者等標章申請書に記載された内容に誤りがないことを確認のうえ、高齢運転者等標章を交付すること。

なお、法第45条の2第1項第2号に該当する者（法第71条の6第2項又は第3項に規定する者）であることが運転免許証に記載された条件から直ちに確認できないときは、運転免許センターに確認し、同センターからの回答により高齢運転者等に該当することが確認された場合に高齢運転者等標章を交付すること（別添3参照）。

(4) 高齢運転者等標章の作成

ア 高齢運転者等標章の表面

(ア) 標章番号欄には、12桁の数字（最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は秋田県コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行警察署コード（共通分類コード表の都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと発行警察署ごとの一連番号をそれぞれ表示したもの）を記入すること。

(イ) 年月日欄には、高齢運転者等標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

(ウ) 登録（車両）番号欄には、高齢運転者等標章申請書に記載され、自動車検査証により普通自動車に該当することを確認した登録（車両）番号をすべて記入すること。この場合において、空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入するなど、交付後の追記による変造を防止するための措置を施すこと。

なお、届出に係る普通自動車が令第22条第1号のミニカーであるときは、各市区町村が発行する軽自動車税納付証明書又は標識交付証明書で確認した標識番号を記入すること。

(エ) 第1号、第2号又は第3号のうち、該当するものに丸印を付けること。

(オ) 公安委員会名を記入するとともに公印を押印すること。なお、公安委員会名及び公印の印影をあらかじめ印刷しておくことを妨げるものではない。

イ 高齢運転者等標章の裏面

住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号を記入すること。

### 3 再交付申請の手続

#### (1) 高齢運転者等標章の作成

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

#### (2) 記載事項変更届出を伴う場合

再交付申請に記載事項変更届出を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証する書面を添えた高齢運転者等標章再交付申請書の提出により申請及び届出を受けることができるものとする。この場合には、再交付申請の理由欄に、再交付申請の理由と共に記載事項変更の内容及び理由を記載させること。

### 4 高齢運転者等標章の適切な管理

高齢運転者等標章については、有効期間の定めはないが、法第45条の2第4項により、「高齢運転者等標章の交付を受けた者は、普通自動車対応免許が取り消され、又は失効したとき、第一項第三号に規定する事由がなくなつたときその他内閣府令で定める事由が生じたときは、速やかに、当該高齢運転者等標章をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない」とされていることから、交付済みの高齢運転者等標章について、次のとおり適切な管理に努めること。

#### (1) 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

高齢運転者等標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消、又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、高齢運転者等標章の返納を促すこと。なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に見えない場合等は、警察側で管理簿冊等へ無効を確認した旨を記録化する措置に留めるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

#### (2) 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した高齢運転者等標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

### 5 高齢運転者等標章の返納

住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に対し高齢運転者等標章の返納があった場合は、当該公安委員会を経由して住所地を管轄する公安委員会に返納できることとする。この場合、経由する公安委員会は、当該高齢運転者等標章を交付した公安委員会に対し7の措置をとること。

### 6 記載事項変更届出の手続

2(4)の要領により作成すること。この場合には、標章番号を新たに付すること。

なお、高齢運転者等標章の交付を受けた者が他の都道府県に住所を変更した場合は、住所変更後の住所地を管轄する公安委員会が記載事項変更届出を受けること。また、高齢運転者等標章の交付を受けた者が届出に係る普通自動車の追加及び変更の届出をする場合は、記載事項変更届出を受けること。

### 7 関係公安委員会への通知等

#### (1) 関係公安委員会への通知

高齢運転者等標章の交付を受けている者から、次に掲げる届出等があった場合は、

届出等を受けた公安委員会が当該高齢運転者等に高齢運転者等標章を交付していた公安委員会にその旨を通知すること。

ア 住所の変更後の住所地を管轄する公安委員会への再交付申請又は記載事項変更届出

イ 住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会への返納

(2) 通知の方法

(1)の通知は、交通部交通規制課の高齢運転者等標章交付事務担当係から当該高齢運転者等標章を交付していた都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務担当係に対して行うこと。

(3) 高齢運転者等標章の処分

再交付申請又は記載事項変更届出の際に提出を受けた高齢運転者等標章及び返納された高齢運転者等標章については、(1)の通知後に、提出を受けた都道府県警察において処分すること。

8 関係簿冊の備え付け

警察署の交通課に次の関係簿冊を備え付けること。

(1) 高齢運転者等標章申請受理簿（記載事項変更届・再交付含む）（様式第1号）

(2) 高齢運転者等標章返納受理簿（様式第2号）

第3 補助標識「車両の種類（503-D）」を附置できる本標識等について

補助標識「車両の種類（503-D）」は、規制標識「時間制限駐車区間（318）」、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は指示標識「高齢運転者等標章自動車停車可（403の2）」のみに附置することができるものであり、その他の本標識には附置することはできない。また、補助標識「車両の種類（503-D）」以外の道路標識において「高齢運転者等標章自動車」又はその略語である「標章車」を使用する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。

## 別添 1

### 高齢運転者等専用場所等の設置に関するガイドライン

#### 1 規制区間・場所

- (1) 官公庁、病院、福祉施設、公園その他の不特定多数の者が利用する施設のうち、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺道路であること。
- (2) 原則として、法定駐（停）車禁止場所には設置しないこととし、法定駐（停）車禁止場所への設置を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。
- (3) 現在、駐車禁止規制が実施されている道路に、新たに高齢運転者等標章自動車駐車可等の交通規制を実施する場合には、駐車ベイや導流帯の設置等の安全対策を講じることについて検討すること。
- (4) 合理的な理由がある場合以外は、駐車すべき道路の部分として、道路の左側端以外の場所を指定しないこと。
- (5) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間は、原則として歩車道の分離のある道路に設置すること。
- (6) 高齢運転者等標章自動車駐車可の実施を検討する場合には、警察庁交通局交通規制課に協議すること。

#### 2 規制時間

高齢運転者等が施設を利用する時間帯に規制時間を設定するなど、道路交通環境に応じた合理的な交通規制となるよう留意すること。

#### 3 道路標識等

- (1) 道路標識により駐車又は停車が禁止されている道路の部分に高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車駐車可の交通規制を実施する場合において、指示標識「高齢運転者等標章自動車駐車可（402の2）」又は「高齢運転者等標章自動車駐車可（403の2）」（以下「標章車駐車可等標識」という。）を設置しようとする場所の直近に規制標識「駐停車禁止（315）」又は「駐車禁止（316）」（以下「駐停車禁止等標識」という。）が設置されていないときは、駐停車禁止等標識を標章車駐車可等標識に併設し、標章車以外の車両は駐車又は停車を禁止していることを明確にすること。
- (2) 1台又は数台分の区間のみについて高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車駐車可の交通規制を実施する場合において、1本

の道路標識により規制を実施するときは、併せて規制標示「平行駐車（112）」、「直角駐車（113）」又は「斜め駐車（114）」を設置すること。

- (3) 規制標示「駐停車禁止（103）」又は「駐車禁止（104）」が既に設置されている区間に、高齢運転者等標章自動車駐車可又は高齢運転者等標章自動車停車可の交通規制を実施する場合には、必ずしも同規制標示を抹消することは要しない。
- (4) 必要に応じ、法定外表示（実施する場合は、「標章車」の文字の表示又は適用時間の表示とする。）の活用、カラー舗装（実施する場合は、色彩は淡い黄色とする。）の運用又は駐車方法を指定する表示（いわゆる駐車枠）の寸法の拡大について検討すること。

#### 4 パーキング・メーター等

高齢運転者等のみの利用が見込まれるパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）については、その側面に「標章車専用」のシールを貼付するなど、標章車専用であることが分かるような工夫をすること。また、高齢運転者等に見やすいよう、パーキング・メーター等に記載されている文字を大きくすることなどについて、工夫を検討すること。

#### 5 その他

高齢運転者等専用場所等の設置に当たっては、地域住民等からの要望・意見を聴取すること。

## 別添 2

### 高齢運転者等標章に表示する記号等について

高齢運転者等標章に表示する記号及び標章番号並びに高齢運転者等標章に関し管理すべき事項については、下記のとおりとする。

#### 1 標章に表示する記号

道路交通法施行規則別記様式第1の3の3の備考1及び備考2により、標章には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施した銀色の記号を表示することとしている。

この記号は、銀箔を箔押ししたものとすることとし、光の反射角度に応じて「専」と「用」の文字が浮き出る措置を施すものとする。(図1参照)

#### 2 標章の標章番号

標章番号は、12桁の数字とし、最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（共通分類コード表の都道府県等別コードをいう。）、その次の3桁は発行所属コード、最後の5桁は発行年ごと発行所属ごとの一連番号とする。(図2参照)

#### 3 高齢運転者等標章の管理

標章の不正使用の防止等を図るため、原則として次に掲げる事項を管理すること。

- 住所、氏名、生年月日、電話番号その他の連絡先
- 申請事由
- 使用する普通自動車の番号標に表示されている番号
- 標章番号、交付年月日

図1

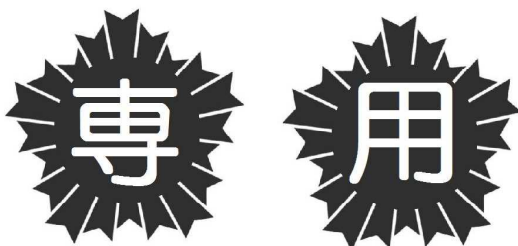
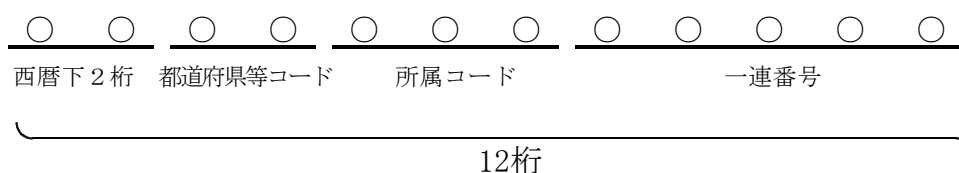


図2



### 別添 3

法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証に記載されている条件等

- 1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
  - ・ 「特定後写鏡等」(402)  
(法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)
- 2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者
  - (1) 運転免許証に記載された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件(○には数字、～には文字が入る。)
    - ア 普通免許又は普通第二種免許の場合
      - ・ 「普通車は軽車(660)に限る」(420)
      - ・ 「普通車は軽車(550)に限る」(430)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下に限る」(450、460)
      - ・ 「AT車に限る」(880)
      - ・ 「普通車に限る」(471)
      - ・ 「AT車の普通車に限る」(480)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下のAT車に限る」(490、491、492)
      - ・ 「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(500)
      - ・ 「普通車は総重量○t以下で～は手動式のAT車に限る」(510、511、512、513、514、515、516)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(521)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」(522)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(523)
      - ・ 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(524、525、526)
      - ・ 「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(530)
      - ・ 「普通車はAT車で手動式の～に限る」(531、532)
      - ・ 「普通車は手動式の～に限る」(533、534)
      - ・ 「普通車は排気量○l以下に限る」(535、536、537)
      - ・ 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」(538、539、540、541)
      - ・ 「普通車は左アクセルに限る」(542)
      - ・ 「義手」(680)
      - ・ 「義足」(710)
      - ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
      - ・ 「装具」(740)
      - ・ 「装具(AT車を除く)」(745)



イ 準中型免許の場合

- ・ 「A T車に限る」(880)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車に限る」(810)
- ・ 「A T車の準中型車(5 t)と普通車に限る」(811)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(821)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」(822)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車はA T車で手動式の～に限る」(823、824)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は手動式の～に限る」(825、826)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限り」(827、828、829、830)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は左アクセルに限る」(831)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(832)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のA T車に限る」(833)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(834)
- ・ 「準中型車(5 t)と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のA T車に限る」(835、836、837)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(A T車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(A T車を除く)」(745)

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「A T車に限る」(880)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車に限る」(910)
- ・ 「A T車の中型車(8 t)、準中型車と普通車に限る」(911)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車はA T車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(921)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車は下肢で運転できるA T車に限る」(922)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車はA T車で手動式の～に限る」(923、924)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車は手動式の～に限る」(925、926)
- ・ 「中型車(8 t)、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改

造したものに限る」(927、928、929、930)

- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車は左アクセルに限る」(931)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(AT車を除く)」(745)

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 「AT車に限る」(880)
- ・ 「義手」(680)
- ・ 「義足」(710)
- ・ 「義足(AT車を除く)」(724)
- ・ 「装具」(740)
- ・ 「装具(AT車を除く)」(745)

(2) 運転免許証に記載された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件(○には数字、～には文字が入る。)

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

- ・ 「普通車は軽車(360)に限る」(車種限定：170、身体障害：440)
- ・ 「普通車はAT車に限る」(車種限定：120、身体障害：481)
- ・ 「普通車はミニカーに限る」(車種限定：180、身体障害：520)
- ・ その他2(1)ア以外の条件(550)

イ 準中型免許の場合

- ・ 「準中型車(5t)と普通車はAT車に限る」(車種限定：364、身体障害：820)
- ・ その他2(1)イ以外の条件(840)

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- ・ 「中型車(8t)、準中型車と普通車はAT車に限る」(車種限定：113、身体障害：920)
- ・ その他2(1)ウ以外の条件(940)

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

- ・ 2(1)エ以外の条件(410)

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ 2(2)に該当し、運転免許証に記載された条件からは直ちに確認できない場合には、運転免許センターに確認し、その回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合に高齢運転者等標章を交付する。